

大牟田市省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業等の事業活動に係る負担軽減のための設備更新を支援することを目的とし、市内中小企業等が行う省エネルギー設備等（以下「省エネ設備」という。）の導入に係る費用の一部を補助する大牟田市省エネ設備導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当するものをいう。

(1) 市内に事業所を有し、かつ市内において1年以上事業を営んでいること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) その他法令に違反していないこと。

(4) 次に掲げるア～クのいずれかに該当すること。ただし、ウ～キは常時雇用する従業員の数が300人以下のものを対象にする。

ア. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人事業主

イ. 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

ウ. 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人

エ. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人

オ. 国立大学法人法（平成15年法律112号）第2条、地方独立行政法人法（平成15年法律118号）68条、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する法人

カ. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する法人、または公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する法人

キ. 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク. その他市長が対象と認める事業者等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等

(2) 営業に関して法令上必要な登録、免許または許可等を受けていない者

(3) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする事業者

(4) 性風俗関連特殊営業事業者

(5) 公序良俗に反する等その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、市内の事業所において省エネ設備への更新を行う事業で次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 既存設備と比較してCO₂排出量が減少される設備を導入する事業
- (2) 更新前後の使用用途が同一である事業

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体等から同一設備に対する補助金等の交付を受けている事業
- (2) 中古品やリース、レンタル機器を導入する事業
- (3) 第三者にリースやレンタルすることを目的とした設備を導入する事業
- (4) 補助対象者が自ら使用する事業所外で使用する設備を導入する事業
- (5) 居住の用途（共用部など補助対象となる区分が明確にできない場合を含む）に該当する部分に設備を導入する事業
- (6) 生産能力の増強のみ（増設も含む）を目的とした設備を導入する事業
- (7) 用途または使用場所が限定されない設備を導入する事業
- (8) 故障機器・設備の更新を目的とする事業
- (9) その他市長が特に該当しないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、交付決定後に実施した経費のうち、対象設備の購入、設置、既存設備の撤去等に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）とし、種別及び補助率、上限は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとする。

2 補助金は予算の範囲内において交付する。

(補助対象期間)

第5条 補助金の対象となる期間は、第8条に定める交付決定の日から当該交付決定の日の属する年度の1月末日までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 様式第1号 交付申請書及び様式第1号別紙
- (2) 様式第2号 誓約書
- (3) 様式第3号 役員等名簿及び照会承諾書
- (4) 省エネルギー計算書（参考様式1、参考様式2またはそれに準じるもの）
- (5) 見積書等の経費内訳がわかるもの
- (6) 市税の滞納のない証明書

- (7) 履歴事項全部証明書または確定申告書等の事業実態を確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類（既存設備の写真等）

（事前着手）

第7条 補助金の交付を受けようとする者が、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に事前着手の届出（様式第4号）を市長に提出した場合は、本補助金の交付対象とすることができる。

（交付決定）

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、本補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。この場合において、市長は必要があると認めるときは、当該決定に条件を付けることができる。

（補助事業の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容または補助対象経費額の20%以上を変更しようとするときは、あらかじめ、補助金変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者から前項の変更承認の申請を受けたときは、その内容を審査し、その変更について承認したときは、補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請を行った補助事業者に通知する。この場合において、市長は必要があると認めるときは、当該承認に条件を付けることができる。

（事業の廃止）

第10条 補助事業者が事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、補助金事業廃止届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（事業の完了報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の2月15日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 様式第9号 事業完了報告書及び様式第9号別紙
- (2) 補助事業に関する領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類（事業の完了、費用の支払いを証する書類や写真等）

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第13条 補助事業者は、前条に定める通知があったときは、速やかに補助金請求書(様式第11号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

(暴力団等の排除)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、補助の対象としない。また、交付決定後に次の各号のいずれかに該当する場合は決定を取り消し、この取消しにより補助事業者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が事業主又は役員に就任している法人等であるとき。
- (2) 暴力団員が実質的に運営している法人等であるとき。
- (3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は、使用しているとき。
- (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (5) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

(補助金交付決定の取消)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助事業の決定を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 補助事業者が法令等に反したとき。
- (6) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、当該補助事業に係る経理の支出を明らかにするため、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第18条 市長は、当該補助事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や設備等を検査できるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産（以下「取得財産等」という。）について、事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業による取得財産等は、補助事業の目的外の使用に供しようとするときは、あらかじめ補助金に係る財産取得等の目的外使用承認申請書（様式第12号）を市長に提出し承認を得なければならない。ただし、取得価格が50万円未満のものは、この限りではない。

3 市長は、前項の承認を行った場合は、補助金に係る取得財産等の目的外使用承認通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

4 前項の規定は、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間適用する。

(実施状況等の報告)

第20条 市長は、補助事業の実施に関して必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項について報告を求め、又は調査することができる。

(1) 補助事業の成果

(2) その他市長が必要と認める事項

(成果の公表)

第21条 市長は、補助金の交付決定後、補助事業者の名称・所在地・代表者氏名、事業名、その取組内容及び成果について、公表することができるものとする。

(雑則)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

種別	対象となる設備等	補助率		上限額
①ユーティリティ設備 売上や生産量の増減にかかわらず日常的・継続的に稼働する設備をいう	<ul style="list-style-type: none"> ・LED照明 ・高効率空調設備 ・業務用給湯設備 ・業務用冷凍冷蔵機器 など 	市内事業者からの導入	2分の1以内	40万円
		上記以外	3分の1以内	
②産業設備 製造・加工等の事業活動に直接用いられる設備をいう	<ul style="list-style-type: none"> ・変圧器 ・高効率ボイラ ・産業用モーター ・工作機械 など 	市内事業者からの導入	2分の1以内	100万円
		上記以外	3分の1以内	

備考

補助対象経費の合計額が15万円以上の事業を補助対象とする。